

へいせい ねんど ぶんきょうく しょうがいしやち いきじ りつし えんきょうぎ かい
平成28年度文京区障害者地域自立支援協議会
だい かいしょうがいとうじしやぶかい しだい
第3回障害当事者部会 次第

へいせい ねん にち き ごご じ じ
平成28年10月13日(木) 午後3時から5時まで
ぶんきょう がい しょうがいしやちいかん かいぎ しつ
文京シビックセンター3階 障害者会館 会議室A

1 かいかいあいさつ しょうがいとうじしやぶかい こわぜよしろうぶかいちよう
開会挨拶 障害当事者部会 小和瀬芳郎部会長より

2 ぎだい
議題

(1) たぶかいとうじしやい いん こうりゆうおよ たぶかい とうじしやぶかい つな
他部会当事者委員との交流及び他部会と当事者部会との繋がりについて

しりようだい ごう
【資料第1～3号】

(2) ぶんきょうそうごうふくし まつ さんか しりようだい ごう
文京総合福祉センター祭りの参加について 【資料第4号】

(3) とうじしやぶかい しりようだい ごう
当事者部会シンポジウムについて 【資料第5号】

と ちゆうきゆうけい ぶんていど
(途中休憩5～10分程度)

3 た
その他

じ ぜんはいふ しりよう
【事前配布資料】

しりようだい ごう たぶかいとうじしやい いん こうりゆうおよ たぶかい とうじしやぶかい つな
資料第1号 他部会当事者委員との交流及び他部会と当事者部会との繋がりについて

しりようだい ごう ぶんきょうく しょうがいしやち いきじ りつし えんきょうぎ かい そ しきず
資料第2号 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図

しりようだい ごう へいせい ねんど ぶんきょうく しょうがいしやち りつし えんきょうぎ かい かくぶ かいとうじしやい いんめい
資料第3号 平成28年度文京区障害者自立支援協議会 各部会当事者委員名簿

しりようだい ごう ぶんきょうそうごうふくし まつ さんか
資料第4号 文京総合福祉センター祭りの参加について

しりようだい ごう しょうがいとうじしやぶかい かいさい
資料第5号 障害当事者部会シンポジウム開催について

とうじしゃぶかい いん みな ていあん
当事者部会委員の皆さまへご提案 (0)

ほかぶかい とうじしゃ いん こうりゅうおよ たぶかい とうじしゃぶかい つな
他部会当事者委員との交流及び他部会と当事者部会との繋がりにつ
いて

げんざいぶんきょうく しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい おやか い ぶかい こうせい
現在文京区の障害者自立支援協議会では親会と4つの部会で構成され
ています。その4つの部会の一つが当事者部会になります。

しりょうだい ごう さんしょう
【資料第2号】参照

こんねんど とうじしゃぶかい いがい ぶかい そうだんしえんせんもんぶかい けんり
今年度より、当事者部会以外の3つの部会、相談支援専門部会・権利
擁護専門部会・就労支援専門部会にも、当事者委員が各2名参加して
います。

しりょうだい ごう さんしょう
【資料第3号】参照

こんごほかぶかい さんか とうじしゃ いん かたがた とうじしゃぶかい こうりゅう
今後他部会に参加されている当事者委員の方々と当事者部会とで交流
を 図 っ て い き ま せ ん か ？

かくぶかい はな あ ないよう とうじしゃぶかい はな あ
また各部会で話し合われている内容を当事者部会でも話し合い、

かくぶかい とうじしゃ こえ あ
各部会へ当事者の声を上げていきませんか？

^{みな}
皆さまのご^{いけん}**意見**をお^き**聞**かせください！！ (^◇^)

おやかい
親会
じむきょく しょうがいふくしか
 (事務局：障害福祉課)

「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決を検討する。また、(仮称)障害者差別解消支援地域協議会と連携して差別解消の向けた取り組みを検討する。

しゅうろうしえんせんもんぶかい
就労支援専門部会
じむきょく しょうがいしゃ
 (事務局：障害者
 就労支援センター)

いっばん しゅうろう すいしん ふくしてき
 一般就労の推進と福祉的
 しゅうろう じゅうじつ けんとう
 就労の充実について検討する。

そうだんしえんせんもんぶかい
相談支援専門部会
じむきょく しょうがいしゃきかん
 (事務局：障害者基幹
 基幹相談支援センター)

のぞ そうだんしえんたいせい しく
 望ましい相談支援体制の仕組
 ちいきせいかつ ささ しく
 みや地域生活を支える仕組み
 けんとう
 について検討する。

けんりょうごせんもんぶかい
権利擁護専門部会
じむきょく しゃかいふくしきょうぎかい
 (事務局：社会福祉協議会)

しょうがいしゃ けんり まも
 障害者の権利を守るための
 ひつよう しえん けんりょうご
 必要な支援や権利擁護のための
 とりくみ せいねん こうけん せいど りよう
 取組み(成年後見制度の利用
 そくしんとう ぎやくたい よぼう
 促進等)や虐待を予防するため
 の仕組みについて検討する。

しょうがいたうじしゃぶかい
障害当事者部会
じむきょく しょうがいしゃきかん
 (事務局：障害者基幹
 相談支援センター)

しょうがいたうじしゃぶかい けんとう
 障害当事者部会で検討された
 ないよう くみん む
 内容について、区民へ向けた
 しょうがいりかい ふか けいはつ
 障害理解を深めるための啓発
 かつどう おこな
 活動を行う。

①事例の検討
 スキルアップ等

②課題の報告

ていれいかいぎ
定例会議
じむきょく しょうがいしゃきかんそうだんしえん
 (事務局：障害者基幹相談支援センター)

じれい けんとう じょうほうきょうゆう
 ・事例の検討、スキルアップ、情報共有、
 ちいき ほか
 地域のネットワークづくりを図る

そうだんしえんせんもんいん かんりせきにんしゃとう
 ・相談支援専門員、サービス管理責任者等
 じつむしやちゅうしん しょうがいしゃしせつ そうだんしえんじぎょうしよ
 実務者中心(障害者施設、相談支援事業所
 等)：各事業所から

情報の共有・連携

じぎょうしよ
事業所ネットワーク
じむきょく しょうがいしゃしゅうろうしえん
 (事務局：障害者就労支援センター)

しゅうろうしえん こうちく
 ・就労支援ネットワークの構築

きぎょうしゅうろうしえん ふくしてきしゅうろうしえん
 ・企業就労支援、福祉的就労支援の
 かだいきょうゆう かいけつ む けんとう
 課題共有や解決に向けた検討

けんしゅうかい かいさい じれい つう じんざい
 ・研修会の開催や事例を通じた人材
 いくせい
 育成

していとくていそうだんしえんじぎょうしよれんらくかい
指定特定相談支援事業所連絡会
じむきょく しょうがいしゃきかんそうだんしえん
 (事務局：障害者基幹相談支援センター)

りようとうはいかく けんとう
 ・サービス利用等計画についての検討

けいかくそうだん すいしん けんとう
 ・計画相談についての推進、検討

情報の共有

しょうがいしやぎやくたいぼうしれんらくきょうぎかい
障害者虐待防止連絡協議会
じむきょく しょうがいふくしか
 (事務局：障害福祉課)

たいおう あんけん たいおうほうほうとう
 ・対応した案件について、対応方法等に
 けんしょう
 ついての検証

たいおうほうほう けんとう
 ・対応方法の検討

せんもんしよくおよ ちょうないかんけいしゃ
 ・専門職及び庁内関係者

しょうがいしやぎやくたいぼうし
障害者虐待防止センター

課題・問題意識の共有

へいせい ねん ど ぶんきょうくしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい かくぶかいとうじしゃいいんめいぼ
平成28年度 文京区障害者自立支援協議会 各部会当事者委員名簿

そうだんしえんせんもんぶかい 相談支援専門部会			けんりようごせんもんぶかい 権利擁護専門部会			しゅうろうしえんせんもんぶかい 就労支援専門部会		
しめい 氏名	しょうがいしゅべつ 障害種別	じむきょく 事務局	しめい 氏名	しょうがいしゅべつ 障害種別	じむきょく 事務局	しめい 氏名	しょうがいしゅべつ 障害種別	じむきょく 事務局
つちや いさこ 土屋 功子	なんびょう [難病]	しょうがいしゃきかんそうだんし 障害者基幹相談支 えんせんたー 援センター	すぎうら こうすけ 杉浦 幸介	ちてき [知的]	ぶんきょうくしゃかいふくしきょう 文京区社会福祉協 ぎかい 議会	ほりみぞ のぶゆき 堀溝 信幸	せいしん [精神]	しょうがいしゃしゅうろうしえん 障害者就労支援セ せんたー ンター
やまな ふさこ 山名 興子	しんたい [身体]		くめ かえ江 久米 佳江	こうじのうきのう [高次脳機能 しょうがい 障害]		みずはら よしお 水原 嘉男	しんたい [身体]	

ぶんきようそうごうふくし まつ さんか
文京総合福祉センター祭りの参加について

ぶんきようく しょうがいしやき かんそうだんし えん しょうがい かん ただ り かい
文京区障害者基幹相談支援センターは、障害に関する正しい理解
ひろ くみん ほう し きよねん ひ つづ ことし ぶんきようそう
を広く区民の方に知っていただくため、去年に引き続き今年も文京総
ごうふくし まつ さんか
合福祉センター祭りに参加します。

ことし ぶんきようく しょうがいしやき かんそうだんし えん いっしょ まつ
そこで、今年も文京区障害者基幹相談支援センターと一緒に祭り
にさんかして、祭りの雰囲気を楽しみませんか？また、少しでも興味が
ある方はご自身の体験を皆の前で話してみませんか？

みな さんか ま
皆さまのご参加をお待ちしております。

について
<日程>

がつ にち つち
○11月12日（土） 10：00～16：00

もぎてん にこ だがし のもの ほんばい
模擬店 もつ煮込み、駄菓子、飲み物の販売

※ かのう じかん さんか か
※ 可能な時間のみの参加可。

がつ にち にち
○11月13日（日） 14：00～16：00

とうじ しゃ
当事者シンポジウム

※ ひとまえ ほな ひと き かたち さんか かのう
※ 人前で話す人と、それを聞く形での参加も可能。



障害当事者部会シンポジウムについて

昨年年度、東洋大学において障害当事者部会の部会員が参加する形で公開シンポジウムが開催されました。

司会は東洋大学の高山さんと志村さんで、当事者部会員3名が話し手としてテーブルを囲み、当事者部会の感想や部会の様子を話しました。その様子を、30名程度の参加者が見るという形で、最後に参加者との意見交換を行いました。

他区の障害当事者部会にも声をかけて意見交換等を行うことなど、周知・啓発活動の一環として当事者部会として参加してみませんか？

め っ せ ー じ
メ ッ セ ー ジ

きょうせいしゃかい じつげん む じりつしえんきょうぎかい やくわり つく い えん じけん う
共生社会の実現に向けた自立支援協議会の役割：津久井やまゆり園の事件を受けて

ねん がつ にち
2016年9月1日

かながわけんしょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい
神奈川県障害者自立支援協議会

かいちょう すずき としひこ いずみたんきだいがく
会長 鈴木 敏彦 (和泉短期大学)

つく い えん じけん い か じけん しる なた がた がた いぞく
津久井やまゆり園の事件 (以下、事件と記します。) においてお亡くなりなられた方々、ご遺族
みな ちゅうしん あいとう い ひょう じけん きず お りょうしゃ がたがた
の皆さまに衷心より哀悼の意を表します。また、事件により傷を負われた利用者の方々、
かぞく みな こころ み ま もう あ こんなん じょうきょう けんめい
ご家族の皆さまには心よりお見舞い申し上げます。さらに、困難な状況のなかで懸命に
りょうしゃしえん あ しゃかいふくしほうじん きょうどうかい しょくいん みな ふか けい い
利用者支援に当たっておられる社会福祉法人かながわ共同会の職員の皆さまに深く敬意を
ひょう
表します。

*

くに こくれんしょうがいしゃけんりじょうやく りねん じつげん すべ こくみん しょうがい う む
わが国では、国連障害者権利条約の理念を実現すべく、「全ての国民が、障害の有無にか
かわらず、ひと きほんてきじんけん きょうゆう こじん そんちょう
等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである
りねん すべ こくみん しょうがい う む わ へだ そうご
との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に
じんかく こせい そんちょう あ きょうせい しゃかい じつげん しょうがいしゃきほんほうだい じょう め ぎ
人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」(障害者基本法第1条) ことを目指し
ています。また、ほんねん がつ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん すべ こくみん
本年4月には「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民
しょうがい う む わ へだ そうご じんかく こせい そんちょう あ
が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら
きょうせい しゃかい じつげん し もくてき しょうがいしゃさべつかいしょうほう しこう
共生する社会の実現に資すること」を目的とする障害者差別解消法が施行されました。

*

かながわけん しょうがいしゃけいかく へいせい ねんど しょうがい う む かか
神奈川県においても、「かながわ障害者計画」(平成26~30年度) では、「障害の有無に関わ
らず、す な ちいき あんしん く い しゃかい じつげん
すみ慣れた地域で安心して暮らすことができる『ともに生きる社会かながわ』の実現」
きほんほうしん かか けんない しょうがいたうじしゃ せんげん ちてきしょうがいしゃ
を基本方針に掲げています。また県内では、障害当事者による「あおぞら宣言 (知的障害者

施設利用者宣言)」が公にされるなど、さまざまな場において障害者の人権擁護に真摯に向
き合ってきました。このような取り組みの一端を担うべく、神奈川県障害者自立支援協議会は、
障害者総合支援法及び神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱に基づき設置され、「かなが
わの障害者が、地域において自立した日常生活や社会生活を営み、安心して豊かに暮らすこ
とができるよう、質の高い相談支援体制の整備等を促進する」ことを目的として活動してま
いりました。

＊

報道によると、事件の容疑者は障害者の存在を否定する許しがたい発言を行っているこ
とが明らかにされています。かつて国連は、「ある社会が、その構成員のいくらかの人々を閉
め出すような場合、それは弱くもろい社会である」(1979年、国連「国際障害者年行動計画」より)
とのメッセージを發しましたが、いま、まさにこの言葉の意味が問われています。事件は、
共生社会を目指し歩んできた世界の、またわが国の多くの人々に、大きな衝撃を与えるも
のです。同時に、大変残念ながら、これまでの共生社会への取り組みが、いまだ道半ばにある
ことを、私たちの社会に突きつけることとなりました。

＊

神奈川県障害者自立支援協議会は、障害者を排除する考え方を強く否定し、障害者一人ひ
とりが地域においてその人らしい自立した生活を送ることができるよう、今後も多様な支援
の実現に向けて取り組む必要があります。また、県内の障害保健福祉圏域自立支援協議会及
び市町村協議会、さらには全国の都道府県及び市町村の協議会に、共生社会の実現に向け
た歩みを一歩たりとも緩めることなく、さらなる進展を目指すための連携と協働を呼びかけ
ます。